

久留米大学経済社会研究会

経済社会研究

平成 24 年 9 月 25 日 発 行

経済社会研究第53巻第 2 号別冊

IMF 融資条件の構造改革化と国際金融システム（下・その 2）

伊 豆 久

論文

IMF 融資条件の構造改革化と国際金融システム (下・その2)

伊 豆 久

要 約

SAF は、1976年に導入されたトラスト・ファンド融資の後継ファリシティとして、1986年に設立された。IMF 保有の金の売却益を資金源とする点や、低所得国向けの低金利融資である点などは両者に共通する。しかし、融資条件には大きな違いがあった。トラスト・ファンド融資の融資条件が極めて緩やかであったのに対して、SAF は構造改革を重視する厳しいものであった。この違いは、SAF が、トラスト・ファンド融資への反省をもとに設立されたことに由来する。トラスト・ファンドからの安易な資金供給が低所得国の抱える問題をより悪化させたのであり、資金供給には構造改革を含めた十分な経済調整が必要であるとの主張が、SAF 導入時の議論をリードしたのである。

では、翻ってトラスト・ファンド設立時に厳しい条件が求められなかったのはなぜか。本稿(下・その2)では、トラスト・ファンド融資における融資条件とその背景を明らかにする。

はじめに

I : 課題の設定

II : マクロ安定化政策とミクロ構造政策 (以上, (上), 第48巻第4号)

III : 構造改革化の進展

1 : 融資条件の特定に伴う困難

2 : モニタリング指標の役割と構造的条件の増加 (以上, (中), 第49巻第2号)

3 : 特別融資制度と<構造的問題>

① : EFF・SAF・ESAF の概要と融資状況

② : EFF の設立過程 (以上, (下・その1), 第53号第1号)

③ : SAF 設立の背景

i : トラスト・ファンドの融資条件

ii : トラスト・ファンド設立の背景 (以上, 本号)

iii : トラスト・ファンドへの「反省」

iv : 構造調整政策と成長

④ : 特別融資制度におけるパラダイム・チェンジ

4 : 理事会における議論

IV : 構造改革化の背景

Ⅲ：構造改革化の進展

3：特別融資制度と<構造的課題>

③：SAF 設立の背景

EFF 設立からおよそ10年を経た1986年3月、IMF 理事会は EFF よりもいっそう構造改革に踏み込んだ融資条件を備える SAF (Structural Adjustment Facility：構造調整ファシリティ) を設立する。

本項ではその背景を整理するが、そのためには1976年設立のトラスト・ファンド (Trust Fund) について確認しておく必要がある。なぜなら、SAF の融資条件は、トラスト・ファンド融資への「反省」を出発点として形成されたからである。

SAF はトラスト・ファンドの後継ファシリティである。SAF の主たる資金源がトラスト・ファンド融資の返済資金であるだけでなく、融資対象を途上国 (低所得国) に限定した譲許的条件 (金利0.5%) での融資であることもトラスト・ファンドの性格をそのまま受け継いでいる。ところが、トラスト・ファンドの融資条件が極めて緩やかなものであったのに対して、SAF はその名の通り構造調整を強く求めるものとして設立された。この違いはなぜ生じたのか。それを検証することが本項の課題であるが、そのためには、まず SAF の前身であるトラスト・ファンド設立の際にはなぜ寛大な融資条件で十分とされたのかを確認しておかねばならない。

i：トラスト・ファンドの融資条件

トラスト・ファンドとは、1976年5月に IMF を受託者 (管理者) として設立された信託基金のことである。①IMF が保有する金の一部が売却されその売却益がトラスト・ファンドに移管されるとともに、それを原資とし¹⁵⁷、②1976年7月1日-78年6月30日と78年7月1日-80年6月30日¹⁵⁸の二期に分

157 IMF の市場での金の売却は、保有する金の6分の1 (2,500万オンス) を、1976年6月2日から80年5月7日までの合計45回の入札にかけることによって実施された。売却期間は、トラスト・ファンド融資の1期・2期の期間にはほぼ重なる。売却価格のうち1オンス=35ドルの部分は IMF の一般勘定に組み入れられ、それを上回る部分が売却益であるが、それがトラスト・ファンドの資産となる。したがって、トラスト・ファンドの設立が決定された時点では、融資金額がいくらになるのかは未確定であった。入札の結果、売却益は合計約46億ドルとなった (注162参照)。ただし、この46億ドルがすべて融資原資となったわけではない。ここから、約13億ドルについては、途上国104カ国に直接配分 (贈与) された (この13億ドルという金額は、売却益合計46億ドルに、104カ国の割当額 (Quota) 合計の全加盟国の割当額合計に占める比率27.7%を掛けた数字。それを対象国に割当額比例で配分した。対象国別の直接配分額については *Annual Report, 1980, pp. 119-120, Table 1.12* 参照)。したがって、残りの約33億ドルがトラスト・ファンド融資の原資となった。

158 第2期の終了日は、その後、80年12月31日に (Decision No. 6466-(80/68) TR, April 9, 1980)、さらに1981年2月28日に (Decision No. 6676-(80/168) TR, November 19, 1980) 延長された。この延長の意味は、(注161のギニアと中国の適格国編入と同じく) より多くの加盟国に資金を提供するためであり、後述する緩やかな融資条件とともに、トラスト・ファンド融資の利益配分的性格 (IMF 保有金の売却益の加盟国への配分) を

けて、③低所得国だけを対象に、④金利は一律に0.5%という低金利とし、⑤返済は、融資開始から5年6ヵ月後から10年後までの半年毎10回均等分割返済とする、融資制度が導入されたのである。IMFの一般勘定とは別に信託基金を設けたのは、本稿（下・その1）21頁で述べているように、当時のIMF協定の下ではIMFが保有する金を時価で売却することができなかったことと、低所得国のみを対象とする融資にIMFの一般資金を用いることは加盟国の平等に反する恐れがあるとされたためである。

以上の特徴のうち、ここでは融資条件を取り上げることとしたい。

トラスト・ファンドの融資条件について、設立時の理事会決定¹⁵⁹は次のように規定している。

融資を申請する加盟国は、国際収支支援の〈必要性〉（a need for balance of payments assistance）とその改善のための〈相応の努力〉（a reasonable effort）を示さなければならない（第3項（b））。

〈必要性〉について、理事会決定は「各期の融資可能額は、その期のすべての支援適格国において、1975年12月31日時点（中略）の割当額（Quota）に対する同一の比率で表示される。（ただし）加盟国はその必要額を上回る配分を受け取ることはできない」と定めている（第5項（a））。括弧内は引用者。つまり、融資金額の上限は、注157で述べているように金の売却益次第であるため事前に決定することはできないが、加盟国間で不公平がないよう、各国の割当額に対して同一の比率とすることとされた。ただしそれはあくまで上限であって、実際の融資額は、そこからIMFの判断する「必要」額まで引き下げられるというわけである。そして〈必要性〉は、国際収支、外貨準備およびその推移にもとづいて判断されることになっていた（第3項（b））。

〈相応の努力〉を示すためには二つの方法が用意された。一つは、トラスト・ファンド融資とは別に、並行してIMFの一般資金による融資、SBA（Stand-By Arrangement：スタนด์バイ取決め）やEFF（Extended Fund Facility：拡大融資ファシリティ）等の融資を申請し承認されるという場合である。SBA等を申請すれば融資条件が課されるため、その融資条件（プログラム）の実行（の約束）をもって〈相応の努力〉とみなすということである。言い換えればSBA等のプログラム＝融資が承認されれば、低所得国にはそれに追加する形でトラスト・ファンド融資が認められるのである。

もう一つは、SBA等の融資を受けずにトラスト・ファンド融資を単独で申請する場合で、この場合は、そのための12カ月のプログラムの提出が必要であった。ただしその際には、「ファースト・クレジット・

示している。

159 "Instrument to Establish the Trust Fund," Section III, Paragraph 3. Conditions for assistance, Paragraph 5 Amounts available for disbursement, Decision No.5069-(76/22), May 5, 1976.

トランシュの借入れ申請に対して IMF が適用する基準を準用する」(第3項 (e)) こととされた。ファースト・トランシュに対する融資条件については、寛大なものとするのが、以前より IMF 理事会において確認されている¹⁶⁰。

要するに、トラスト・ファンド融資は、①SBA 等の一般資金を借り入れる場合にはそれへの付加的資金供給として、②一般資金を同時に借り入れない場合には事実上無条件で提供されるものとして、設立されたのである。

設立時の決定は以上の通りであるが、では、実際の融資金額、プログラム、借り手の状況はどうだったのだろうか。

表9 トラスト・ファンド融資の対象プログラム

		第1期	第2期	合計	
適格国		61	61		
借入国		43	53	96	
A	特別トラスト・ファンド・プログラム	15	16	31	
B	ファースト・クレジット・トランシュ・スタンドバイ	12	12	24	
C	ファースト・クレジット・トランシュ・プログラム	8	4	12	
D	高次クレジット・トランシュ・スタンドバイ	6	14	20	
E	EFF	2	7	9	
融資額合計		(100万ドル SDR)	841	2,150	2,991
		対割当額比	41.4%	56.3%	

(出所) EBS/85/183, p. 32, Table 3に「合計」と「融資額合計」を加筆。

トラスト・ファンド融資は、適格国¹⁶¹ 61カ国のうち、第1期は43カ国に総額8億4千万SDR、第2期は53カ国に21億5千万SDRが供給されている(延べ96カ国、うち41カ国は両期に融資を受けた)。第1期と第2期で融資金額が大きく異なるのは、金の市場価格の上昇により、融資原資となる売却益が第2期に大幅に増加したためである¹⁶²。また、適格なのに融資を受けなかった国が一定数存在していたわ

160 IMF 融資におけるトランシュの意味、またファースト・トランシュへの融資条件については、本稿(中)176頁、(下・その1)21頁参照。

161 適格国は、第1期については、1975年8月末時点の加盟国でかつ一人あたり国民所得が300SDR以下(73年時点)の59カ国に、76年に大地震のあったグアテマラと当時加盟手続き中であったバブアニューギニアを加えた61カ国とされた(de Vries (1985), vol. 2, pp. 670-671.)。第2期については、第1期が始まって1年余りが経過した時に、75年時点で520ドル以下の59カ国と決定された(Decision No. 5563-(77/150)TR, October 28, 1977. 第1期と比較するとザンビアが加わり、グアテマラ、モーリシャス、パラグアイが除かれた)。ただし、第2期の終了間際になって中国とギニアが加えられ(Decision No. 6676-(80/168)TR, November 19, 1980)、第2期も結局61カ国となった。

162 IMFが金の売却を実施していた期間、金価格は急激な上昇過程にあり、76年9月15日には期中最低の109.40ドルであった1オンス当たりの平均落札価格は、80年2月6日には期中最高の712.12ドルに達した。これを反映して、売却益も第1期の約13億ドルから第2期には約33億ドルへと増加した。全45回の入札結果については

けであるが、そのほとんどは産油国で、国際収支上の〈必要性〉（国際収支赤字）という条件を満たさない国々であった。つまり、国際収支赤字の適格国のほとんどすべてが融資を受けられたのである。そしてその融資額は、各借入国に対して、第1期は割当額の41.4%、第2期は56.3%と、いずれも一律であった¹⁶³。前述したように、理事会決定は、トラスト・ファンド融資は割当額に対する一定割合を上限とするものの、融資の際には、各国毎の必要額を算定しそれが融資されると定めていた。しかし実際には、加盟国ごとの〈必要性〉という要件は全く意味をもたず、すべての融資が加盟国の割当額比例で、すなわち上限額で供給されたのである¹⁶⁴。

では、各国の〈相応の努力〉についてはどうだったのだろうか。表9は、トラスト・ファンド融資を受けた加盟国が申請時に提出したプログラム（融資条件）をタイプ別に分類したものである。これを見ると、IMFの一般資金融資を申請しそのプログラムの準用によってトラスト・ファンド融資を受けた国（=表9のB+C+D+E）が、第1期、第2期合計で延べ96カ国中65カ国あったことがわかる。しかしそのうち、実質的な融資条件を含むプログラムである高次のトランシュの借入れ（D）とEFF（E）を申請していたのは、29カ国にすぎず、それ以外の（B）と（C）はファースト・クレジット・トランシュの借入れである。また、一般資金の借入れを行わずトラスト・ファンド融資のみを受けた国（A）のプログラムも前述のようにファースト・トランシュ借入れと同様の扱いであった。つまり、67カ国（=（A）+（B）+（C））、借入れ国の69.8%については、実質的な融資条件はないまま融資を受けていたのである。

トラスト・ファンド融資を受ける際の要件とされた〈必要性〉と〈相応の努力〉について、理事会決定と実際の融資状況を確認したが、理事会で定められた〈必要性〉にもとづく融資金額の引下げは実際には行われず、〈相応の努力〉も多くの場合で極めて緩やかなものであったことがわかる。そして、このことが失敗であったとの総括が、本項冒頭で述べたように、SAFの創設につながるのであるが、その前に、ではなぜ、トラスト・ファンド融資ではこうした寛大な融資条件が採用されたのか、その背景を確認しておこう。

ii：トラスト・ファンド設立の背景

第一の要因は、1970年代半ばの途上国が置かれていた厳しい対外的な経済環境である。第1次石油ショック後の石油・一次産品価格の上昇と先進国のスタグフレーションは、途上国の貿易赤字を拡大しその経

Annual Report, 1980, p. 86, Table 23参照。

163 対象国別のトラスト・ファンド融資額については*Annual Report*, 1981, p. 104, Table 32, 当時の割当額については*Annual Report*, 1976, pp. 116-117参照。

164 EBS/85/183, p. 5.

済運営を一層困難なものとしていた。他方、それに対応すべく IMF が設けた第 1 次・第 2 次オイル・ファシリティ¹⁶⁵も76年3月には利用期限を迎えることとなっていた。途上国に対して、IMF の何らかの新たな支援が必要だとの認識は、広く共有されていたのである。

しかし、途上国の苦境がそのままトラスト・ファンドをもたらしたわけではなかった。石油ショックという異例の状況下にあったとはいえ、途上国の国際収支問題は70年代半ばに初めて現れたものではない。また、石油ショックへの対応であれば、トラスト・ファンドという新たな制度を設ける必要はなく、オイル・ファシリティを延長するのが、最も自然な選択であろう。にもかかわらず、信託基金という IMF ではそれまで経験のない仕組みをわざわざ用い、そこから途上国への緩やかな条件での融資を行ったのはなぜだろうか。

トラスト・ファンド設立の直接の契機となったのは、1974年11月に相次いで行われた米国の政策当局者による講演であった¹⁶⁶。それは、当時の米国を悩ませていた二つの対外経済問題、石油ショックと金問題、の同時解決を目指す極めて野心的なものであった。

11月14日、キッシンジャー (Henry Kissinger) 国務長官はシカゴ大学で講演し、OPEC (Organization of the Petroleum Exporting Countries : 石油輸出国機構) の行動を批判するとともに石油輸入国の協調行動を訴えた¹⁶⁷。先進国の貿易赤字は史上最高を記録しており、民間金融機関の資金仲介能力を超えている。したがって、石油消費の抑制と新たな公的融資協定が必要であるとし、先進国に対しては、相互の支援機構として最大250億ドルのファシリティの設立を提案した。各国は石油輸入量の削減と民間金融機関の融資の活用といった自助努力を進めなければならないが、それでも十分でない時に利用可能となるセーフティネットという位置づけである。そして途上国向けには、各国の拠出金と IMF が保有する金の売却益を資金源とし IMF が管理する信託基金 (trust fund) の組成とそこからの金融支援を提案したのである。

165 オイル・ファシリティは、石油ショックを原因とする石油輸入国の国際収支赤字をファイナンスすべく、IMF に設けられた特別融資制度である。IMF の一般資金ではなく産油国からの借入金を主な資金源とし、借入国の石油輸入額の増加分を基準にそれぞれの融資額が決定された。融資条件はトラスト・ファンドと同程度の緩やかなものであったが (本稿 (下・その1) 21頁参照)、金利は当時の市場金利に近い水準に設定された。1974年6月13日理事会決定の第1次オファシリティは75年12月末、75年4月4日理事会決定の第2次ファシリティは76年3月12日を借入申請期限とした。オイル・ファシリティが設立されたのは、①石油ショックに対して、各国が引締め政策・競争的な為替レートの引下げ・貿易・為替制限をとることは、世界経済の縮小均衡をもたらすため望ましくなく、②ユーロ市場などの民間金融市場は短期的かつ不安定であることから、公的なオイルダラー・サイクルのメカニズムが必要とされたためである。設立にあたっては、当時の IMF 専務理事ウィッテベーン (Johannes Witteveen) の活躍が大きかったとされる。オイル・ファシリティについては de Vries (1985), vol. 1, pp. 305-360 参照。

166 de Vries (1985), vol. 2, p. 662.

167 Henry Kissinger, "The Energy Crisis : Strategy for Cooperative Action," *The Department of State Bulletin*, vol. 71, no. 1849, December 2, 1974. また当時の米国当局の戦略に対する IMF の見方については de Vries (1985), vol. 1, pp. 336-339 参照。

11月18日にはサイモン (William Simon) 財務長官が同様の講演を行い、先進国向けのファシリティは OECD 内に設けること、途上国向け融資は長期かつ低金利とすることなどが追加された¹⁶⁸。そして IMF 理事会においては、米国の理事クロス (Sam Cross) が、二人の講演の趣旨を説明している¹⁶⁹。

そして、言うまでもなく、この途上国向けの特別信託基金の提案が、1年半ほどの議論を経てトラスト・ファンドとなるのである。

この米国提案は、アラブ産油国の石油戦略に対する米国の反撃であり、同時に、欧州、特にフランスとの間で見解の対立が顕在化していた金問題に対する米国案の提示であった。

当時の米国は、石油価格の高騰を所与とする議論に、それはアラブ産油国に与するものとして強く反対した。はじめから石油輸入国の国際収支赤字に資金供給したのでは石油高を抑えることはできない。第一に考えるべきはファイナンスではなく、石油消費量の削減や代替エネルギーの開発などによる石油価格の下落であり、それは実際に可能であると主張したのである。確かに当時は、石油高は短期間で収束するとの見方が、米国だけでなく一般的であった。そしてそのために必要なのが石油消費国 (先進国) の協調行動であり、その具体的な成果のひとつは、OPEC に対抗する石油消費国側の国際組織としての IEA (International Energy Agency: 国際エネルギー機関) の設立であった¹⁷⁰。したがって、石油ショックに起因する各国の国際収支赤字をそのままファイナンスすることを目的とする IMF のオイル・ファシリティに米国は反対し¹⁷¹、その一方で、先進国の石油輸入の削減を融資の条件とする OECD 金融支援基金を提案したのである^{172,173}。

168 William Simon, "Secretary of the Treasury Simon Discusses Energy Proposals," *The Department of State Bulletin*, vol. 71, no.1850, December 9, 1974.

169 EBM/74/159, EBM/75/147.

170 しかし、IEA の設立以外に、米国の提案した石油消費国 (先進国) の協調行動は、大きな成果を挙げることはできなかった。代替エネルギーの開発が短期間に実現できないか、日本や西欧各国は産油国との双務的な交渉によって石油を確保しようとしたからである。注171も参照。

171 オイル・ファシリティへの米国の反対は、理事会の議論を紛糾させたものの、他国の支持を得ることはなく、結局、その設立を若干遅らせただけであった。それは、①米国は、消費する石油のかなりの部分を国内で産出している上、石炭その他の代替エネルギーも豊富で他国とは置かれた状況がかなり異なっており、②各国に石油輸入の抑制を呼びかけたにもかかわらず、米国自身の石油輸入が増加し、かつそれを抑制するための努力をほとんど行っていなかった、ためである (de Vries(1985), vol. 1, p. 342.)。

172 いずれも期待される役割は、同じく、オイル・ショックによる国際収支赤字のファイナンスであるにもかかわらず、米国が、オイル・ファシリティに反対する一方で、OECD 金融支援基金とトラスト・ファンドを提案していることについて、米国の IMF 理事クロスは、理事会において以下のように説明している。①OECD 基金は、石油輸入の削減努力を融資条件としているという点で、また資金供給額を、石油輸入額と関係なく国際収支全体に応じて決定されるとしている点で、②トラスト・ファンドも、石油輸入に関する赤字額とは関係なく、低所得国に対象を限定した上で、その国際収支赤字全体を融資額の算定基準としている点で、③石油価格の上昇に起因する国際収支赤字の増加分に融資額を限定しているオイル・ファシリティと異なる。④違いは、金額の問題ではなく、どこに焦点を当てているかである (EBM/74/147, pp. 23-24)。しかしながら、当然にも、この説明が広い支持を得ることはなかった。

173 OECD 内の先進国向けファシリティの提案は、その後、OECD 金融支援基金として具体化され各国の調印 (1975年4月9日) まで進んだが、提案者である米国自身がその後消極的となったため、結局、立ち消えとなった (同基金については、大蔵省国際金融局「第1回国際金融年報昭和52年版」1977年、230-232頁、「第2回昭和

もう一つ、米国がキッシンジャー提案によって解決しようとしたのが、IMF が保有する金の処分問題である。

ブレトンウッズ体制下においては、①米国は、1 オンス=35ドルの固定価格で金とドルの交換を保証し、②他の加盟国はドルとの固定制を維持する義務を負い（①、②はともに IMF 協定第 4 条第 4 項 (b)）、③またすべての IMF 加盟国には IMF へ出資金（割当額）の 25% を金で払い込む義務が課されるとともに（第 3 条第 3 項 (b)）、④IMF と加盟国は、1 オンス=35ドル以外の価格での金の売買（35ドルより高い価格での購入、35ドルより低い価格での売却）が禁止されていた（第 4 条第 2 項）。ところが、1971年のニクソン・ショックによって①と②が破棄された。IMF 協定に反する事態が続いているわけであり、と言って、金をベースとする固定相場制度に復帰できないことは（とりわけ石油ショック以降）明白であったため、IMF 協定を現状に合わせて改正するほかなかった。しかしその際には、IMF における金の役割を改めて決定する必要がある。金が平価の基準でなくなった以上、割当額の一部を金で払い込む義務も根拠を失い、他方で、加盟各国も自らが出資し IMF が保有している金の莫大な評価益に注目するようになっていた。

そうした状況において、米国は、ドルが金の裏づけを欠いたままでも国際通貨として機能し続けることを望み、国際通貨制度において金の役割をできるだけ小さくし（金廃貨論）、金価格の上昇（＝ドル価値の下落）をできる限り抑えようとしたのである。そこから、IMF 保有の金を市場で売却すべきとの米国の主張が生まれる。

しかし、米国の市場売却案に対して、多量の金を外貨準備として保有し、金の役割を重視するフランスは公定価格（1 オンス=35ドル）での加盟国への払い戻しを主張し、両者は激しく対立した。結局、1975年 8 月の IMF 暫定委員会¹⁷⁴において、①IMF が保有する金のうちその 6 分の 1 にあたる 2,500 万オンスを市場で売却し、その利益は途上国のために用いること、②次の 6 分の 1 については全加盟国に公

53年版」1978年、52頁参照）。米国が自らの提唱した基金に消極的となったのは、①石油ショックを原因とする国際収支赤字を支援する取り組みには、OPEC からの資金拠出が不可欠とする国際世論が強まるなか、OECD 加盟国相互の資金拠出にもとづく基金には支持が集まりにくく、②先進国に支援先を限定した基金となると、米国の救済、あるいは銀行の救済が主たる目的と受け取られかねず、さらに③同基金は、77年に IMF 専務理事が提案した SFF（補完的融資制度）と機能面で重複するところがあり、④米国が77年のカーター政権への政権交代にともない、IMF との協調を重視するようになり SFF 支持の方針を打ち出したこと、による（de Vries(1985), vol. 1, pp. 548-549）。SFF (Supplementary Financing Facility: 補完的融資制度) は、1979年 2 月から 2 年間実施された、IMF の通常融資における融資金額を拡大させるファリティ（理事会では77年に導入を決定していたが、SFF への第 2 位の貸し手である米国の議会承認の遅れにより、発効が遅れた）。IMF が先進国等14カ国から借り入れた資金を原資とする。IMF の第 6 次増資の発効が遅れていたため（増資は76年 3 月に総務会で決定されたが、IMF 協定の第 2 次改正の発効を必要とし、そのための各国の批准に時間を要したため、発効は78年 4 月）、それまでのつなぎの措置としてウィッテビーン専務理事のイニシアティブにより導入されたものである。SFF については de Vries(1985), vol.1, pp. 545-557参照。

174 暫定委員会 (Interim Committee of the Board of Governors on the International Monetary System) は、20カ国委員会 (1972年～74年) のあとを受けて (20カ国委員会については本稿 (下・その 1) 13頁参照)、74年10月 2 日の総務会決議により設置された、国際通貨制度等に関する総務会の諮問機関である。委員は理事

定価格で払い戻すこと¹⁷⁵、③残りの3分の2の扱いについては85%の投票権数の議決で今後決定すること、で妥協が成立した¹⁷⁶。

以上の経緯で、途上国向け低金利融資制度としてのトラスト・ファンドは設立されたのであるが、それは、<はじめに融資の必要が認識され、次にその資金源が求められた>のではなかった。少なくとも設立を主導した米国の意図としては、まず金問題の処理すなわち金の売却が第一であり、その売却益の使途（＝途上国のための利用）には、二義的な意味しか与えられていなかったように思われる。もちろんそこには、イスラエルを支援する米国としては公式には容認しえないオイル・ファシリティに対する代替案の提示、さらにはベトナム戦争によって失墜した国際的威信の回復といった狙いが含まれていたのではあるが。

他の加盟国や IMF にとっても、①非産油途上国の厳しい状況に公的な支援が必要であることは否定できず、②にもかかわらず、石油ショックの影響は大きいとはいえ短期的なものであるとの認識が一般的であったことに加え、前述したように米国の反対もあって、第2次オイル・ファシリティも76年3月には終了することになっており、③他方でトラスト・ファンドは加盟国に新たな負担を課すものではないことから、反対する理由に乏しかった。その結果、厳しい融資条件を求める声は高まらず、事実上融資条件を伴わない途上国向け融資制度としてトラスト・ファンドは成立したのである。

選出国の財務大臣級20名（後に22名）、委員会は当初（75、76年）は年3回、その後は年2回開催された。恒常的な「評議会（Council）」設立までの「暫定」的な機関のはずであったが、評議会が設立されないまま20年以上存続し、1999年9月にIMFC（International Monetary and Financial Committee：国際通貨金融委員会）に改称・改組された。

20カ国委員会が、ニクソン・ショック後の国際通貨制度の再建（具体的には固定相場制度への復帰）という特定の目的の下に設立され、それゆえその目的が達成できないことが明らかとなると終了したのに対して、暫定委員会は、その時々の IMF の課題、議論の方向を示す役割を長期にわたって担った。特に、理事会レベルでは合意形成の難しい政治性の高いテーマについて、一定の方向性を示すことが期待された。

他方、評議会は、勧告機能しかもたない暫定委員会と異なり、総務会の決定権を一部移譲される予定であった。すなわち、IMFの最高意思決定機関である総務会（年1回）は加盟国の総務（通常、財務大臣）全員から成るため規模が大きすぎ実際の機能は限定されざるをえず、他方、IMFに常駐する理事から成る理事会では、高度に政治的な決定を行うことは難しかった。そこで、両者の中間的な機関として、20名程度の総務からなる評議会を設立し、そこに最終的な決定権の一部を与えることが構想されたのである。しかしそのことは、逆に、①実際上の決定権を握る専門家集団としての理事会の機能、②国際政治上の小国（途上国）にとって数少ない意見表明の場である総務会の機能、を損なうものと見なされ、設立に必要な総務会での85%の支持を得る可能性は、当初より存在しなかった。ただし、暫定委員会も、設立当初は、第2次協定改正の議論などで一定の役割を果たしたものの、やがてその形骸化が指摘されるようになる。暫定委員会については de Vries (1985), vol. 2, pp. 967-972, Boughton (2001) pp. 1027-1031参照

175 全加盟国（127カ国）それぞれへの売却金量については、*Annual Report*, 1980, p. 87, Table 24参照。

176 1975年8月31日付声明第6項。

[参考文献]

<一般文献>

Boughton, James(2001) *Silent Revolution : The International Monetary Fund 1979-1989*, IMF.
de Vries, Margaret(1985) *The International Monetary Fund 1972-1978*, vol. 1, 2, 3, IMF.
IMF, *Annual Report of the Executive Board*, various issues, IMF.

<IMF アーカイブ資料> IMF アーカイブ資料の記番号については本稿(中)211頁の説明を参照されたい。

EBS (Executive Board Specials)

EBS/85/183, "Use of Resources of Special Disbursement Account Arising from Termination of the Trust Fund - Preliminary Considerations," August 6, 1985.
EBS/85/283, "Use of Resources of Special Disbursement Account," December 17, 1985, Supplement 1, January 29, 1986.
EBS/86/53, "Structural Adjustment Facility - Use of Resources of Special Disbursement Account," March 4, 1986, Supplement 1, March 13, 1986, Supplement 2, March 29, 1986, Supplement 3, March 31, 1986.

EBM (Minutes of Executive Board of Meetings)

EBM/74/147, "1975 Oil Facility," November 18, 1974.
EBM74/159(BUFF/74/147), "Statement of Sam Y. Cross on Establishment of a Trust Fund," December 20, 1974.
EBM/75/147, "Program of Work," September 15, 1975.
EBM/80/5, "Fund's Gold Holdings," January 11, 1980.
EBM/80/68, "Policy on Fund's Gold Holdings," April 9, 1980.
EBM/80/96, "Interest Subsidies - Possible Means of Financing," June 23, 1980.
EBM/80/102, "Future of the Trust Fund," July 9, 1980.
EBM/85/141-142, "Use of Resources of Special Disbursement Account Arising from Termination of Trust Fund - Preliminary Considerations," September 13, 1985.
EBM/86/23-24, "Special Disbursement Account - Use of Resources," February 11, 1986.
EBM/86/55-56, "Structural Adjustment Facility - Use of Resources of Special Disbursement Account," March 26, 1986.

平成24年9月20日 印刷

平成24年9月25日 発行

編集兼
発行人 藤 田 八 暉

経 済 社 会 研 究

第53巻第2号
(通巻第231号)

印刷所 有限会社 新 幸 印 刷
〒830-0045 久留米市小頭町10-1
電 話 0942(38)0898

発行所 久留米大学経済社会研究会
〒839-8502 久留米市御井町1635
電 話 0942(43)4411
F A X 0942(43)0574